

## 承認された活動計画のフォローのために

### 活動計画の表彰制度について

#### 1. 趣旨

- ・阿蘇草原再生に向けた活動への取り組みを推奨・促進する方策の一つとして、活動が一定の成果をあげたとき、それを自他共に認め合うため、その活動の活動者に対し協議会が表彰を行う
- ・表彰は、活動者をたたえると同時に阿蘇地域内外へ広くアピールし、他の活動のモデルとする

#### 2. 対象

- ・阿蘇草原再生協議会の構成員（団体・法人、個人）が行う事業・活動のうち、協議会において、阿蘇草原再生に向けた「活動計画」として承認され、かつ事業・活動後に活動結果報告が提出されたものを対象とする
- ・提出された活動結果報告に対し、年1回の表彰を行う

※複数年にわたる活動計画の場合、一定の成果をあげた時に適宜提出していただく

但し、複数回報告された場合、複数年の受賞は妨げる

#### 3. 賞の構成・審査基準

- ・活動計画の趣旨が達成された活動については、草原再生への貢献を讃え、全てを表彰する

##### ■奨励賞 …毎年表彰

- ・特に取り組みの成果が顕著で、モデル的に推奨する活動に授与する
- ・各活動計画の関連する小委員会において審査を行い、小委員会ごとに受賞活動を選考する
- ・奨励賞の数は、各小委員会に一任する

##### ■特別賞 …3年毎の表彰

- ・過去3年に奨励賞を受賞した活動の中から、特別審査員が選んだ活動に授与する
- ・特別審査員及び特別賞の数は、幹事会において協議・決定し、協議会に提案する
- ・審査基準は、特別審査員に一任する

（例）熊本県知事賞、九州農政局長賞、環境省九州地方環境事務所長賞、〇〇(企業名)賞など

#### 4. 表彰

- ・活動計画の趣旨が達成された活動においては協議会で報告し全員の拍手で讃える
- ・奨励賞及び特別賞を受賞した活動は、協議会において活動報告を行い、賞状を授与する

#### 5. 審査スケジュール

平成20年度活動結果に対する表彰

→平成21年5月末 活動結果報告 提出

→平成21年6月 各小委員会で受賞活動の選考

（草原白書 編集）

→平成21年8月 協議会で活動報告・表彰（草原白書 発行）

